

RYUKA米国直接出願

RYUKA米国法律事務所 (RYUKA USA LLP)

2024年12月5日

全米No.1を目指す

私達は2025年に、米国の全特許事務所間で、日本のお客様満足度^{*1} No.1を達成することを目指します。

その熱意をこれから中国のお客様にも伝えたいです。

*1 USPTOへの出願件数が年200件以上の特許事務所の中で、日→米、出願件数の伸び率によって評価します。

品質理由1: 技術へのコミットメント

米国実務経験だけでは、適切なOA応答をできません。
先行技術との相違を正しく理解することが最も重要です。

特許ビジュアライゼーションで養った発明の探求力が
生かされています。

品質理由2: 米国実務経験の所内共有

- 進歩性以外の米国OAを所内共有
→ 所内マニュアルと各種ひな型に反映
- USC101の拒絶が予想される場合
→ US出願時にクレームを修正

品質理由3：綿密なコミュニケーション

時差が小さい

日本と中国との時差は、1時間しかありません。

口頭でのコミュニケーション

Wechat電話、オンライン会議等で連絡できるので、文書化することなく大量の情報を共有できます。リアルタイムな修正もできます。

口頭で説明できるので、Negative statementを文章に残すことも避けられます。

品質理由4：徹底したナレッジ・マネジメント

- 米国中間処理の意見書データベースと、コメントデータベースを構築
(日本実務に構築した中間応答システムから転用)
- 必要な要素が選択され、担当者に提示されます。
- 判例や、新たな意見書・コメントから新たな要素が抽出され、データベースに反映され続けています。

日本基準の品質管理

- ・全業務で品質管理をPDCA
 - ・事務エラーの原因を徹底分析
 - 業務フロー、ひな型、教育制度に反映

- ・応答前に、お客様の意図を完全に確認

柔軟なサービス

安価



丁寧

(1) 米国弁護士のみで対応 (固定料金)

(a) 応答を弊所が作成しない

(b) 同 作成する

(2) 日本弁理士＋米国弁護士で対応

(a) 応答を弊所が作成しない

(b) 同 作成する

OAごとに選択できます！

審査官との電話面談に お客様が**中国**で参加できます

- ① 気軽に「審査官面談」という戦術を使えます
- ② 米国へ出張する必要はありません
- ③ 面談結果がリアルタイムにわかります
- ④ 審査官を説得するためのノウハウを蓄積することができます

強いコスト競争力

1. 米国弁護士の直接雇用による費用削減
2. 米国の高いオフィス賃料を排除
米国事務員レス、米国弁護士は在宅勤務
3. 伝言削減による遅延防止 → 延長費用削減
4. OAとRCEが減少 → 中間応答費用の削減
5. 自動化による事務コスト削減

→ **固定費用でUS中間応答可！**

米国出願のノウハウが貴社に移転

弊所が作成する正式な意見書および補正書を提出前にレビューできます。

米国弁護士に直接オンラインで質問もできます。

このため米国実務のノウハウが容易に貴社に移転されます。

RYUKA米国直接出願の沿革

- 2007年 RYUKA Yoshimura Chen の協力によりセミ直接出願開始
USPTOへ提出する全書類を RYUKAが作成
吉村米国特許弁護士（龍華の従兄）がReviewしてUSPTOへ提出
230件の特許を登録
- 2011年 RYUKA Yoshimura Chenを100%子会社化
米国特許弁護士との業務提携契約による直接出願を開始
102件を出願
- 2012年 龍華が米国カリフォルニア州で弁護士登録
米国弁護士の雇用と、品質の指揮監督が可能になる
- 2013年 RYUKA米国法律事務所設立（カリフォルニア州）
法人として傷害保険加入、委任状取得、雇用、庁手続開始
- 2019年 USPTOへの直接出願が増加： 240件／年
- 2020年 米国弁護士 / 米国弁理士 10名のチームを構築
（実務担当者の全員が 20年以上の経験を保有）

米国出願グループ 主要メンバー



龍華 明裕

米国弁護士 (カリフォルニア州)

米国Patent Agent (現在非登録)

日本弁理士、特定侵害訴訟業務付記登録

東北大学 工学部機械工学科卒業

東京大学 修士課程修了

1987～1991年: キヤノンでG4ファクシミリの開発を担当

1991～1995年: 谷・阿部特許事務所でキャノンの特許出願を取り扱う

1995～1998年: 米国法律事務所Cushman Darby & Cushman (現 Pillsbury) に勤務

日本企業からの米国、欧州、中国等への特許出願

米国企業からの侵害警告対応、ITC訴訟準備等を取り扱う

1998年: RYUKA国際特許事務所設立

米国出願グループ 主要メンバー



William Bollman / ウィリアム・ボールマン
米国特許弁護士・コロンビア州弁護士

技術者としても10年以上の経験を有する。AT&Tのベル研究所で、半導体製造装置用の光通信システムのソフトウェア、ファームウェア、電子回路、および光学部の設計に5年間従事。その後、リーガン空港・ダラス空航等の空管制用の通信システムを設計し、CDMA、TDMA、ISDN、SS7、GSM、I2Cなどの多様な国際通信規格に習熟。

特許弁護士としては25年以上の経験を有する。データ通信、ビデオ通信、GPS、VoIP、無線、携帯電話、緊急電話、SMS、SIP、レーザー眼科手術、遠隔医療を含む多様な分野で600件以上の特許明細書を作成し・権利化した。

先行技術に対する技術的な相違点を見つけ出すことと、ソフトウェアの特許適格性(101条)の問題を解決すること等に長けており特許権利化業務に幅広く精通。

特許有効性・侵害鑑定等の特許関係鑑定にも数多く従事。また、再審査及び再発行出願にも精通し、当事者系レビュー(IPR)の経験も豊富。

(米国法律事務所 Cushman Darby & Cushmanにおける龍華の同僚です)

米国出願グループ 主要メンバー



Linda Marie Saltiel / リンダ・マリー・サルティエル
米国特許弁護士・バージニア州、イリノイ州弁護士
(米国バージニア在住)

20年以上に渡り、特許出願・特許権利化・戦略的特許ポートフォリオの開発管理、および関連業務に携わる。弁護士や専門家に対して、明細書の作成、米国特許商標局 (USPTO) における手続き、特許侵害訴訟に関するトレーニング経験も有する。USPTOより、USPTO職員の技術的知識および専門性向上に貢献したと評価された。

特許権利化業務のみならず、ライセンスングや鑑定も経験豊富。

米国出願グループ 主要メンバー



Ourmazd Soraya Ojan / オーマド・ソーレーア・オジャン 米国
特許弁護士

26年以上、米国特許出願および権利化に携わるほか、5年以上の特許審査官としての経験を有する。特許侵害の主張からクライアントを守るためにクレームを分析し、問題解決へ導いた経験多数。そのほか、市場開拓・新規製品市場参入への手助けもしている。非常に有利な条件でのライセンス契約交渉・締結の経験も豊富である。

特許権利化業務のみならず、ライセンシングや鑑定も対応可能。機械、電気、化学、材料科学、ソフトウェア分野に精通。

米国出願グループ 主要メンバー



George D. Morgan / ジョージ・モーガン
米国特許弁護士・ニューヨーク州、アリゾナ州弁護士

「フォーチュン500」にリストアップされる大企業や多数の主要な研究所の代理人として、特許出願を行ってきた。特許弁護士になる前は、米国特許商標局 (USPTO) にて特許審査官として数年働き、ビジネス方法の特許出願を審査していた。米国の主要法律事務所との親交も深い。

特許権利化業務のみならず、ライセンスングや鑑定も対応可能。

米国出願グループ 主要メンバー



Daniel H. Sherr / ダニエル・シェア
米国特許弁護士・バージニア州弁護士

数十年に渡り、知的財産権のあらゆる分野（特許権利化、商標権利化、著作権登録、ライセンス、訴訟、上訴手続き、およびその他法的手続き等）に携わる。現在は、主に米国特許商標局（USPTO）への特許出願および特許権利化を行う。ライセンス、訴訟、および取引における豊富な経験のおかげで、クライアントの特許権の潜在的可能性を最大限に引き出すことができ、クライアントに多大なる利益を還元している。

電気、コンピュータソフトウェア、機械分野に精通。

お気軽にご連絡ください

RYUKA国際特許事務所
東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー22階
TEL: 03-5339-6800 FAX: 03-5339-7790
龍華 明裕 info@ryuka.com